

外来感染対策向上加算について

当院では、「外来感染対策向上加算」を算定しています。

患者様やご家族、当院のスタッフ、その他来院者などを感染の危険から守り、安全に過ごしていただくため、感染防止対策に積極的に取り組んでいます。

感染防止のため、患者様にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- ・当院外来においては、患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)の外来診療に対応します。
- ・外来での感染防止対策として、風邪症状、発熱症状など感染症の疑われる患者様を空間的・時間的に分離し、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・当院では、院長を「院内感染管理者」と定め、クリニック全体で感染対策に取り組んでいます。
- ・院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的を実施しています。
- ・抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。
- ・当院は、久留米医師会との感染対策連携をとっており、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

外来感染対策向上加算(患者1人につき、初診・再診に関わらず月一回6点)

に加え、発熱者など感染防止策を講じた上で初診・再診を行った場合、月一回に限り20点を算定します。